

監査法人の直近の監査の結果について

独立行政法人通則法第38条第2項に規定する、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する監査法人の意見には、特に問題となる記載はありませんでした。